

ストレスチェック実施にあたって

(一財) 日本健診財団 信州たつの健診プラザ

(一社) 諏訪労働基準協会

2015年12月1日より、労働安全衛生法第66条の10により労働者の心理的負荷の程度を把握するための検査、すなわちストレスチェックが導入され、常時50人以上を使用する事業者にその実施が義務づけられています。

ストレスチェック実施にあたり、2020年度より以下の要件が整っていることがお引き受け条件となりますので、ご確認・ご了承いただきました上でお申込みをお願い致します。

- ① 実施者が産業医となっている
- ② 安全衛生委員会が開かれてストレスチェックの内容や意義が全社内に周知されている
- ③ 実施事務従事者が選任されている
- ④ 定期健康診断と同時実施する

(定期健康診断実施日にチェックシートを提出できない場合は、実施後7日以内の提出をお願いします)

- ⑤ 高ストレス評価については、「高ストレス点数を使用しての評価」を原則とする
- ⑥ 職場分析について、10名未満の職場については原則分析対象外とする

なお、実施が努力義務となっている労働者50人未満の事業所につきましては、ストレスチェック制度としての実施ではなく、「セルフチェック」として実施し、個人結果のみを提供致します（上に記載した①～③は適用外とし、実施をお引き受け可能です）。

お問い合わせ：一般財団法人 日本健診財団 信州たつの健診プラザ 渉外課  
TEL 0266-41-0101/FAX 0266-41-4921

ご提出先：一般社団法人 諏訪労働基準協会  
〒394-0021 岡谷市郷田1-4-11  
TEL 0266-22-2032/FAX 0266-22-2067

申込日：令和 年 月 日

## ストレスチェックサービス申込書（令和8年度）

事業所名	印
事業所住所	〒 一

### 申込ご担当者

氏 名		
所属部署		
連絡先	TEL : _____	FAX : _____
	e-mail : _____	

### 申込内容

利用項目	単価（税込）	申込数
ストレスチェック	1申込につき 880円	名
職場分析	1分析につき 2,970円	分析

注1) 白紙での提出者は白紙意思回答とみなし、昨年比のデータ含め分析にかかり880円(税込)申し受けますのでご了承の程お願い致します。

注2) 職場分析について、会社全体の分析も1分析とカウント致します。申込数に加算してお申込下さい。

注3) 分析する職場名については後日名簿等でご明示下さい。

職場分析については、10名未満の職場については原則対象外となります。

定期健康診断と同時実施が原則となります。同時実施ができない場合等はご相談下さい。打ち合わせの上スケジュールを決めさせていただきます。